

電子提供措置の開始日 2025 年 2 月 26 日

第 114 回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

☐事業報告

- ・新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制

☐連結計算書類

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

☐計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

中外製薬株式会社

□事業報告

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2024年12月31日現在）

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに優秀な人財を確保することにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、一般型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

	個数	目的となる株式の種類及び数	1個当たりの行使価額	行使期間	当社役員の保有状況	
					取締役	監査役
第12回新株予約権 (2015年5月11日)	146個	当社普通株式 43,800株	400,800円	2015年5月11日から 2025年4月22日まで	—	—
第13回新株予約権 (2016年5月10日)	400個	当社普通株式 120,000株	374,700円	2016年5月10日から 2026年4月22日まで	—	20個 (1名)

- (注) 1. 当社は2020年7月1日付で1株を3株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり300株に変更となっております。また、1個当たりの行使価額は、分割に際し各回とも調整を行っております。
2. 一般型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、上記の「行使期間」にかかわらず、それぞれ発行決議日より約2年間は行使ができない旨を定めております。
3. 当社は新株予約権を業務執行を行わない取締役及び監査役には割り当てておりません。なお、上記の「当社役員の保有状況」には、役員就任前に割り当てたものも含まれます。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容の概要等 該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当する事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	135	—	144	—
連結子会社	16	—	17	—
計	151	—	161	—

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から前事業年度の監査計画と実績の比較、当事業年度の監査計画・監査予定時間・報酬単価等について説明を受け、社内関連部門の見解を確認の上検討した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び連結子会社として親会社へ報告する財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の「監査証明業務に基づく報酬」にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人について、その適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社グループは、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する」というミッションを掲げ、その実現に向けて透明かつ公正で高い倫理性を持った企業活動を追求しております。会社法に基づき、内部統制に関する基本方針を以下のとおり取締役会にて決議し、当社グループの業務が適正に行われることを確保すべくより強固な体制を構築しております。

なお、2024年12月17日開催の取締役会にて一部改定を行っており、改定後の体制を記載しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト（CCC）」を遵守するものとする。
- ・法令等遵守の統轄部署としてリスク・コンプライアンス部を置く。
- ・監査部は、別に定める「内部監査基本規程」に基づき内部監査を行い、その結果を経営会議、監査役会、及び取締役会に報告するものとする。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務遂行に係る文書及び情報については、別に定める「Record管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
- ・監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。
- ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うとともに、業務執行における役割責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
- ・取締役会が有効かつ効率的に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえ適切な措置を講ずるものとする。
- ・別に定める「決裁規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図るものとする。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・別に定める「中外製薬グループ運営ポリシー」及び「中外製薬グループ管理ガイドライン（Global）」に基づき関係会社ごとに管理組織を設置し、関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、職務の執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、中外製薬グループにおける業務の適正運営に努めるものとする。
- ・監査部は、別に定める「内部監査基本規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト（CCC）」に基づき、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備・維持するものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体

制

- ・監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する。
- ⑧ 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役室は監査役会直属の組織とし、専任の当該使用人を置き取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するものとする。
 - ・監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、監査役会が「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき定めた事項を監査役に定期的に報告するものとする。
 - ・本項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。
 - ・中外製薬グループの取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査基準」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力するものとする。
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

【ガバナンスに関する事項】

- ・患者・消費者の皆さまをはじめ、医療従事者、取引先、社会、従業員、株主等のすべてのステークホルダーへの社会責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的として「中外製薬コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスの適切性を確保しています。
- ・国内外関係会社の運営・管理にあたっては、「中外製薬グループ運営ポリシー」と「中外製薬グループ管理ガイドライン（Global）」に則り、関係会社の経営全体を管理する「管理組織」や特定の機能を支援する「機能担当組織」、専門的な指導・助言・協働を行う「機能別関連組織」を中外製薬に設置し、各社の業務運営状況やリスク管理・コンプライアンスの取組み等を含む業務運営状況をモニターしています。
- ・経営会議にて承認された年間監査計画に基づき内部監査を行い、監査結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告しました。

【取締役の職務の執行に関する事項】

- ・取締役の効率的な職務執行を監督するため、会社法第363条に基づき、代表取締役を中心に取締役会において業務遂行状況を報告しました（1月、4月、7月、10月）。
- ・東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める独立性判断基準を満たした社外取締役及び社外監査役6名を「独立役員」として指定しています。
- ・取締役会においては、CEOから業界環境動向と当社の現況等について情報提供を行い、社外取締役及び社外監査役の職務の執行が効率的に行われるよう支援に努めています。
- ・コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会における議論の活性化に必要な情報の提供及び社外役員相互の連携強化等を目的として「社外役員連絡会」や「社外役員取締役会アフターレビュー」を、また取締役会実効性向上の新たな取組みとして、メンバー間の意見交換の場「Dialogue Discovery」を開催しました。
- ・独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行うことを確保するため、会社法上

の機関設計として、監査役会設置会社を採用しています。

- ・取締役8名中5名が非業務執行取締役（うち独立社外取締役3名）であり、また独立社外役員を構成員に含む報酬・指名・特別委員会も設置し、監督機能を強化しています。
- ・経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しています。
- ・取締役会を12回、経営会議を56回開催しました。また特別委員会を6回、指名委員会を3回、報酬委員会を3回開催しました。
- ・取締役会における意思決定及び監督の実効性を担保するために、取締役会の実効性評価を実施しています。2019年度より第三者評価機関による分析・評価とし、取締役、監査役全員を対象に2023年度に係る自己評価アンケート（2月～3月）、一部の取締役・監査役には第三者評価機関によるインタビュー（3月～5月）を実施し、取締役会の実効性が確保されているとの第三者評価が得られました。この評価結果をもとに、取締役会においてさらなる議論を行いました（5月、7月）。

【コンプライアンスに関する事項】

- ・誠意ある企業行動によって社会から信頼され、永続的に社会に貢献する企業となるために、ミッションステートメントの価値観（Core Values）に基づき、企業行動並びに社員行動の規準を中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト（CCC）として定めています。
- ・経営会議の下部機関であるコンプライアンス委員会において、コーポレートコンプライアンス、ヘルスケアコンプライアンス、GxPコンプライアンスという3つのコンプライアンス領域を俯瞰し、重大なコンプライアンスリスクへの対応や実効性・効率性を高める施策について議論を行いました。現時点で経営に重大な影響を与える事案はないことを確認しました。
- ・中外製薬グループ共通の「インシデント報告システム」を通じて適切な初期対応や是正・再発防止策等に取り組んでいます。インシデント防止の優先対応課題として、社内ルールやプロセスのシンプル化に取り組めます。
- ・人権デュー・ディリジェンスの一環として、中外製薬グループの重要な人権課題への取り組み状況を調査し、その詳細を社外に開示しました。
- ・CCCの定着・浸透を目的に、12月に中外製薬及び国内関係会社の従業員を対象としたCCC・人権研修（e-learning）を実施しました。当事業年度は、「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト について」をテーマに、CCCの位置づけと9つの行動規準の再認識を図る内容としました。
- ・中外製薬グループに所属する全ての従業員が利用できる相談及び通報窓口としてCCCホットラインに加え、匿名性を担保したグローバル機能としてChugai-Speak-Up Lineを設置しています。相談・通報の状況並びに留意事項について、コンプライアンス委員会、並びに常勤監査役・子会社監査役へ定期報告しました。
- ・「CCC」に反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除することを明記し、関係排除に取り組んでいます。

【リスク管理に関する事項】

- ・「リスク管理規程」に基づき、経営会議の下部機関としてリスク管理委員会を設置しています。
- ・リスク管理委員会では、中外製薬グループの主要リスクの対応状況やリスク管理のあり方等について、四半期ごとに議論しています。1月と9月に臨時リスク管理委員会を開催し、1月は能登半島地震対応、9月は回収措置について議論しました。
- ・2023年のリスク管理委員会活動状況と2024年の主要課題（中外製薬グループリスクコンプライアンス課題）について取締役会に報告しました。
- ・2024年中外製薬グループリスクコンプライアンス課題として①「ERM（Enterprise Risk Management）のさらなる高度化と健全なリスク・コンプライアンスカルチャーの醸成」、②「持続可能なサプライチェーンの構築」、③「人権尊重グループガバナンス体制の確立」を設定しています。
- ・事業継続マネジメント（BCM）ガイドラインを策定し、BCPの品質管理ルールを定めるとともに、オ

ールハザード型の有事対応体制の構築、既存のBCPの見直しなどを行っています。

- ・地政学リスクに対応した有事訓練、国内全事業所における地震BCP訓練を実施するとともに（全13回）、研究所におけるセキュリティインシデント（ランサムウェア攻撃）の発生を想定し、担当役員出席の下、訓練を実施しました。

【監査に関する事項】

- ・取締役並びに主要な組織長、子会社の取締役及び監査役は、常勤監査役に適宜業務執行状況を報告しています。
- ・常勤監査役は経営会議に出席し、その業務執行について監督するとともに、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、広報IR委員会等に同席し、関連する情報の把握に努めています。
- ・監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しており、円滑な監査役活動を支援しています。監査役室員は「監査役監査基準」及び「決裁規程」により、その独立性が担保されています。
- ・代表取締役及び業務執行取締役は監査役会と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めました（3月、7月、11月：代表取締役、業務執行取締役と会合実施）。

（注）1. 会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 「事業報告」において、記載金額は単位未満を四捨五入し、株式数及び持株比率は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書〔国際会計基準〕

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科目	当社の株主持分					資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の 資本構成 要素	合計	
2024年1月1日現在	73,202	69,355	1,488,738	△5,715	1,625,580	1,625,580
当期利益	—	—	387,317	—	387,317	387,317
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	—	—	—	△325	△325	△325
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	—	—	—	12,906	12,906	12,906
在外子会社等の 為替換算差額	—	—	—	4,587	4,587	4,587
確定給付制度の 再測定	—	—	4,170	—	4,170	4,170
当期包括利益合計	—	—	391,487	17,168	408,655	408,655
剰余金の配当	—	—	△133,277	—	△133,277	△133,277
株式報酬取引	—	31	—	—	31	31
自己株式	—	509	—	—	509	509
その他の資本構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	△14	14	—	—
2024年12月31日現在	73,202	69,896	1,746,934	11,468	1,901,499	1,901,499

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称 中外製薬工業株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融商品の分類

当社グループはデリバティブ以外の金融資産を事後に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、または純損益を通じて公正価値で測定するもののいずれかに分類しております。

金融資産は、金融資産の管理に関する企業の事業モデル、及び契約上のキャッシュ・フローの特性に基づき分類されます。当社グループは負債性金融商品、及び償却原価で測定される金融資産につき、これらの資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、分類を変更します。

当初認識時、当社グループは金融資産を公正価値で測定しております（当初認識時に取引価格で測定される重大な金融要素を有しない営業債権を除く）。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは純損益に計上されます。

償却原価で測定する金融資産：

以下の要件がともに満たされる場合、「償却原価で測定する金融資産」に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている場合
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

これらは当初認識後、償却原価で測定され、ヘッジ関係にない金融資産による収入または損失は、その資産の認識の中止をした、あるいは減損された際に認識しております。これらの金融資産による利息収入は、実効金利法に基づき、その他の金融収入に計上しております。この分類には主に営業債権、現金及び現金同等物、預入期間が3か月超の定期預金該当します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品（FVTOCI負債性金融商品）：
以下の要件がともに満たされる場合、「FVTOCI負債性金融商品」に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている場合
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

これらは認識時点での公正価値で当初測定した後、各会計期間末の公正価値で再測定しております。公正価値の変動は、純損益に計上される減損、利息、外国為替損益を除き、その他の包括利益として認識しております。資産の認識を中止する場合には、それまでその他の包括利益として認識されていた累積損益を、資本から純損益に組替えております。FVTOCI負債性金融商品に分類された金融資産から生じる実効金利法による金利収益はその他の金融収入として計上しております。この分類には主に短期金融資産が該当します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品（FVTOCI資本性金融商品）：
資本性金融商品については、当初認識時に、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取り消し不能の選択を行った場合に、「FVTOCI資本性金融商品」に分類しております。これらは認識時点での公正価値で当初測定した後、各会計期間末の公正価値で再測定しております。FVTOCI資本性金融商品に係る受取配当金は純損益にその他の金融収入として計上しております。これらの資産に係るその他の損益は、その他の包括利益として計上しており、純損益に振替えられることはありません。なお、認識を中止した場合にはその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）：
償却原価で測定する金融商品、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の要件を満たさない金融資産については、「FVTPL金融資産」に分類し公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定し、ヘッジ関係にない金融資産による公正価値の変動は、損益が発生した期間にその他の金融収入（支出）として純損益に計上しております。この分類には主に負債性金融商品が該当します。

当社グループはデリバティブを除くすべての金融負債を、「償却原価で測定する金融負債」に分類しております。金融負債は認識時点での公正価値で当初測定し取引コストを除いた後、実効金利法による償却原価で測定しております。この分類には主に営業債務が該当します。

為替リスクを管理するために活用されているデリバティブ金融商品は、認識時点での公正価値で当初測定した後、各会計期間末の公正価値で再測定しております。適格なキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に指定されたデリバティブを除き、公正価値の変動はその他の金融収入（支出）として計上しております。

② 金融商品の認識中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産の所有に係るリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転する取引において当該金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合、金融資産の認識を中止しております。

金融負債は、契約上の義務が免責、取消、または失効となった場合に、認識を中止しております。

③ 金融資産の減損損失

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品について、予想信用損失に対する減損損失を認識しております。

当社グループは、IFRS第15号の範囲に含まれる取引から生じた営業債権に対する損失評価引当金を、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

その他の償却原価で測定する金融資産、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品については、これらに係る信用リスクが会計期間末において、当初認識時以降に著しく増大していない場合、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。当社グループは、金融商品がグローバルに認識されている“投資適格”に値する場合、信用リスクは低いとみなしております。当社グループでは“投資適格”をMoody's社でBaa3以上、S&P社でBBB-以上とみなしております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合に、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。当社グループは、契約上の支払の期日経過が30日超である場合、当該金融資産の信用リスクが著しく増大したとみなしております。また、取引の相手方が債務を完全に支払う見込みがない場合、当該金融資産は債務不履行の状態にあるとみなしております。取引先が債務不履行に陥っているかの判定は、当社で作成したデータに基づき定性的・定量的に行っております。一部の金融資産については、外部データを用いて判定しております。

ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接償却しております。これは顧客が直接減額の対象となる金額を支払うに足る十分なキャッシュ・フローを生み出す資産あるいは収入源がない場合であると当社グループはみなしております。しかし、当社グループの債権を回収する方針を遵守し、直接減額された金融資産であってもなお、債務の履行を促す活動の対象となります。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは為替リスクに対するヘッジを目的とし、先物為替予約取引を行っております。ヘッジ会計の利用は特定の重要な取引に制限しております。ヘッジ会計の要件を満たすには、ヘッジ関係の文書化、高い発生可能性、ヘッジの有効性及び測定の信頼性等、いくつかの厳しい基準を満たす必要があります。経済的観点からヘッジ関係にあると考えられる取引であっても、これらの要件が満たされていない場合、当該ヘッジ関係はヘッジ会計として適格ではありません。この場合のヘッジ手段とヘッジ対象は、ヘッジ会計を適用していない独立の項目として認識されます。このようなヘッジ会計を適用していないデリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の金融収入（支出）で認識されます。なお、IFRS第9号を適用する際に、IFRS第9号のヘッジ会計に関する規定の代わりに、IAS第39号のヘッジ会計に関する規定を引き続き適用するという会計方針を選択することができるため、当社グループは引き続きIAS第39号のヘッジ会計に関する規定を適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性のうち、認識されている資産・負債に関連する特定のリスクまたは可能性の非常に高い予定取引に起因し、純損益に影響し得るものに対するヘッジです。ヘッジ手段は公正価値で測定されます。ヘッジとして有効な部分の公正価値の変動はその他の包括利益として認識され、非有効部分はその他の金融収入（支出）に計上しております。ヘッジ関係が、非金融資産・非金融負債の為替リスクをヘッジする確定約定または可能性が高い予定取引である場合には、それらが認識される際に、それまでその他の包括利益で認識されていたヘッジ手段の公正価値の累積変動額を非金融資産・非金融負債の当初の帳簿価額に振り替えており、また、それ以外の予定取引である場合には、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期の純損益に振り替えております。その他のヘッジされた予定キャッシュ・フローについては、純損益に影響を与えるのと同じ期に、それまでその他の包括利益で認識されていたヘッジ手段の公正価値の累積変動額をその他の金融収入（支出）に振り替えております。ヘッジ手段が売却、失効、終了または行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合及びヘッジ指定を取り消した場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生の可能性がなくなった場合、それまでその他の包括利益で認識されていたヘッジ手段の公正価値の累積変動額を、直ちにその他の金融収入（支出）に振り替えております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い方で計上しております。製品、仕掛品及び半製品の取得原価は、原材料費、直接労務費、直接経費及び正常生産能力に基づく製造間接費を含んでおります。取得原価は総平均法で計算しております。正味実現可能価額は、見積売価から完成までの見積原価及び通常の営業過程における販売に要する見積費用を控除した額となります。

(4) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の取得原価は、当初、購入に要した支出または建設に要した原価により計上しております。取得原価には、会社が意図した場所や状態で稼働を可能にするために必要となる費用、例えば、準備、据付、組立の費用や専門家への報酬を含みます。バリデーション（性能が確保されていることを検証すること）費用を含む、取得した資産が適切に機能しているかどうか確認を行う試験の費用は、当初の建設に要した取得原価に含めております。土地を除く有形固定資産は、定額法により減価償却を行っております。減価償却に係る見積耐用年数の主なものは以下のとおりです。

構築物	40年
建物	10年～50年
機械装置及び備品	3年～15年

有形固定資産が複数の構成要素に分割できる場合には、その構成要素ごとに、それぞれ該当する耐用年数を適用しております。資産の耐用年数の見積りは定期的に見直しを行い、必要がある場合には耐用年数の短縮を行っております。修繕及び保守費用は発生した時点で費用としております。

② 無形資産

購入した特許権、商標権、許諾権及びその他の無形資産は取得原価で計上しております。これらの無形資産を企業結合を通じて取得した場合は公正価値で計上しております。無形資産は利用可能となった時点から耐用年数にわたり定額法により償却しております。耐用年数は、法的存続期間または経済的耐用年数のうちいずれか短い年数を採用し、定期的に見直しを行っております。

主な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

製品関連無形資産	3年～18年
マーケティング関連無形資産等	5年
技術関連無形資産	2年

③ 有形固定資産及び無形資産の減損損失

有形固定資産及び利用可能な無形資産について減損の兆候がある場合、各会計期間末に減損の判定を実施しております。また、利用可能でない無形資産は、毎年、減損の判定を行っております。資産の回収可能価額（公正価値から売却費用を控除した額または使用価値のいずれか高い方）が帳簿価額を下回った場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として純損益で認識しています。使用価値は将来のキャッシュ・フローを見積り、適切な長期金利を使用し、時間的価値を考慮したうえで算定しております。減損損失が発生した場合、当該資産の耐用年数を見直し、必要に応じて耐用年数を短縮しております。減損の戻入は、減損の額が減少し、その減少が減損後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合に連結損益計算書を通じて認識しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

引当金は、経済的資源の流出が生じる可能性が高く、法的または推定的債務があり、これに係る債務の金額を確実に見積ることができる場合に計上しております。事業再編引当金は、当社グループが事業再編に伴う詳細な計画を発表または開始した時点で計上しております。引当金は、最終的に生じると見込まれる債務の見積額を、貨幣の時間的価値に重要性がある場合には割り引いて計上しております。

(6) 退職後給付の会計処理方法

確定拠出制度については、当社グループが支払う拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した会計期間の営業損益に含めて計上しております。

確定給付制度については、制度債務の現在価値と制度資産の公正価値の純額を、負債または資産として連結財政状態計算書に計上しております。

確定給付負債（資産）の純額の変動は次のように計上しております。当期勤務費用は営業損益に含めております。過去勤務費用及び制度清算に伴う損益は発生時にその他の営業収益（費用）として認識しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は金融費用として計上しております。数理計算上の仮定の変更や見積りと実績との差異に基づく数理計算上の差異及び制度資産に係る収益（確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）は、その他の包括利益に計上しております。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、制度資産に係る利息収益及び制度債務に係る利息費用から構成されております。利息純額は、期首の確定給付負債（資産）の純額に期中の拠出及び給付支払いによる変動を考慮し、制度債務の現在価値の測定に用いられるものと同じ割引率を乗じて算定しております。

ある確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を当社グループが有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

(7) 収益及び費用の計上基準

製商品売上高：製商品の販売は「製商品売上高」として計上しております。

製商品売上高は、製商品の支配が顧客に移転することによって顧客との契約における約束（履行義務）が充足されたときに認識しております。約束された製商品の支配とは、当該製商品の使用を指図し、当該製商品からの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を指しております。支配は、引き渡しと顧客検収条項に従い、一般的に出荷もしくは引き渡し、顧客の製商品の受領時に移転します。当社グループは、製商品が顧客に引き渡された時点から概ね4ヶ月以内に顧客から支払いを受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。製商品売上高（取引価格）は製商品と交換に当社が受け取ると見込んでいる対価の金額であり、消費税など第三者のために回収する金額を除いております。当社グループは約束した製商品が顧客に移転する前に対価を受領、もしくは受領が確定している場合は繰延収益（契約負債）を認識しております。

その他の売上収益：その他の売上収益にはロイヤルティ収入、ライセンス導出契約からの収入、協同パートナーとの利益分配契約からの収入等が含まれます。

知的財産のライセンスと交換に約束した売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤルティに係る収入は、その後の売上または使用に基づき認識しております。

ライセンス導出契約からの収入は通常、製品や技術に関する知的財産をライセンスとして第三者に供与し、契約一時金、マイルストーン及びその他類似した支払いの受領から発生します。ライセンス導出契約には、導出以降の義務が一切ない場合、または研究、後期開発、規制当局承認、共同販促、製造への関与を含んでいる場合があります。導出されるライセンスは、通常は知的財産を使用する権利であり、一般的に固有のものであります。そのため、ライセンス導出契約に複数の履行義務が含まれている場合、残余アプローチによりそれぞれの履行義務に対する取引価格を配分しております。契約一時金及びその他のライセンス収入は、残余アプローチ

を使用し収入の一部を他の履行義務に繰り延べない限り、通常はライセンスの供与をもって認識しております。導出以降の履行義務に対応する繰延収益に関しては、それぞれの履行義務を充足した時に、負債の認識の中止及び収益の認識をしております。マイルストーン収入はマイルストーン条件を達成する可能性が非常に高く、収益の戻入のリスクが非常に低くなった時点で認識しております。当社グループは、当該履行義務が充足された時点から概ね4ヶ月以内に顧客から支払いを受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

協同パートナーとの利益分配契約からの収入は、協同パートナーが売上と売上原価を計上する際に認識しております。当社グループは、当該履行義務が充足された時点から概ね4ヶ月以内に顧客から支払いを受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(8) 外貨換算の基準

当社グループの在外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨としておりますが、一部、その企業の活動する経済環境が主に現地通貨以外である場合には、現地通貨以外を機能通貨としております。当社グループの外貨建取引は取引日時点での為替レートを適用してそれぞれの機能通貨に換算しております。適格なキャッシュ・フロー・ヘッジはその他の包括利益として繰り延べられますが、外貨建取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び負債の期末日における評価で生じる損益はその期間の純損益に認識しております。

連結計算書類作成に際し、日本円以外を機能通貨としている在外子会社の資産及び負債は、期末時点の為替レートを適用し日本円に換算しております。損益及びキャッシュ・フローは、期中平均為替レートで日本円に換算しております。期首と期末の換算レートの差による換算差額及び損益に係る期中平均為替レートと期末時点の為替レートによる換算差額はその他の包括利益に直接計上しております。

(9) 記載金額

連結計算書類において、百万円単位未満を四捨五入して記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額：繰延税金資産 69,835百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて見積もった将来獲得しうる課税所得を前提としております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、2023年5月に公表されたIAS第12号の改訂「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール」を適用しております。当該改訂に従い、グローバル・ミニマム課税制度から生じる法人所得税については、これに関する繰延税金資産及び負債を認識しておらず、開示にも含めておりません。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 218,405百万円

【連結損益計算書に関する注記】

1. その他の営業収益（費用）の内訳

その他の営業収益	2,839百万円
その他の営業費用	△500百万円
合計	2,339百万円

当連結会計年度において、その他の営業収益のうち、主なものは製造販売権等の譲渡収益2,289百万円です。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,679,057,667株
------	----------------

当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	33,531,864株
------	-------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	65,813	40	2023年12月31日	2024年3月29日
2024年7月25日 取締役会	普通株式	67,464	41	2024年6月30日	2024年8月29日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	93,795	利益剰余金	57	2024年12月31日	2025年3月28日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

新株予約権

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
発行決議の日	2015年4月22日	2016年4月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	43,800株	120,000株

(注) 当社は、2020年1月21日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき3株の割合をもって分割しており、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

事業及び財務活動に伴い、当社グループはさまざまな財務リスクにさらされております。財務リスクは、主に為替レート、金利、株価、取引相手の信用度及び支払能力の変化に起因するものです。

当社グループにおける財務リスク管理は、取締役会によって承認を受けた方針に基づいて行われております。当該方針は信用リスク、流動性リスク及び市場リスクに対応しており、リスクの上限、投資適格な金融商品やモニタリング手続きについての指針を提供しております。方針の遵守及び日々のリスク管理は関連する部門によって行われており、これらのリスクに関する定期的な報告は財務経理部門及び管理部門によって行われております。

(1) 信用リスク

営業債権及びその他の債権は取引先の信用リスクにさらされております。営業債権は主に売掛金です。営業債権は、カントリー・リスクの評価、与信限度額の設定、継続した信用調査及び取引先のモニタリングに重点を置いた管理を行っております。モニタリングとは、営業管理部門が経理規程に従い、主要な取引先ごとに営業債権の期日及び残高を管理し、延滞状況及び財務状況等の悪化による回収懸念を早期に把握し軽減を図ることです。

営業債権の管理は、リスクを許容可能な水準に保ちながら資産の利用を最適化することによって、当社グループの成長及び収益性を維持することを目的としております。営業債権の回収を担保することが適切な場合には、信用保険及び類似の信用補完手続きを実施しております。なお、当連結会計年度末及び前連結会計年度末において、担保として保有している重要な資産はありません。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、支払義務が即時に利用可能な金融資産の金額を超過する場合に発生します。流動性リスクに対する当社グループのアプローチは、流動性の需要に即時に対応できるだけの十分な手許資金を維持することにあります。財務経理部門が各部門からの報告に基づき資金繰り計画を作成及び更新することにより、流動性リスクを管理しております。

当社は1社以上の格付機関によって高い信用格付を受けております。この結果、重要な資金調達を行う必要が生じた場合には、国際的な資本市場への効率的なアクセスが可能となっております。

(3) 市場リスク

市場リスクは、当社グループが保有する金融資産及び金融負債の市場価格の変動から生じます。市場価格の変動は、主に為替レート及び金利の変動によるものであり、当社グループの純損益及び資本に影響を与えます。

為替リスク：外貨建ての営業債権及びその他の債権並びに営業債務及びその他の債務は、為替リスクにさらされております。為替リスク管理活動の目的は、当社グループが保有する現在及び将来の資産の経済的価値を維持し、当社グループの業績の変動を最小化することにあります。

当社グループは、外貨建債権及び外貨建債務それぞれに係る為替リスクに対するヘッジを目的とし、先物為替予約取引を行っております。また、その一部はキャッシュ・フロー・ヘッジとして予定取引の段階でヘッジ指定しております。

外貨建債権債務の為替リスクをヘッジするために用いるデリバティブ取引は、当社グループ内で規定された管理体制に基づいて実施しており、取引残高・評価損益等の取引の状況を、月次で公正価値を用いて把握しております。なお、子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

金利リスク：当社グループが保有する有利子負債及び貸付金の残高はなく、リース負債はリース契約の規模及び現在の低金利の経済状況を鑑みると当社グループにおける金利リスクは軽微です。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

当社グループが保有する金融商品として、その他の非流動資産に含まれる資本性金融商品及び負債性金融商品、営業債権及びその他の債権、有価証券、現金及び現金同等物、その他の流動資産に含まれるデリバティブ金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の流動負債に含まれるデリバティブ金融負債、その他の非流動負債及びその他の流動負債に含まれるリース負債があります。これらの帳簿価額は公正価値と一致または近似しております。また、リース負債の公正価値の開示は要求されません。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定する金融商品

経常的な公正価値測定を行う際の評価技法へのインプットを3つのレベルに分類しております。

レベル1－活発な市場における同一資産及び負債の無修正の相場価格

レベル2－レベル1に含まれる相場価格以外で、直接または間接に観察可能なインプット

レベル3－観察不能なインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

公正価値ヒエラルキー

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
短期金融資産	—	454,991	—	454,991
負債性金融商品	769	—	130	899
その他の流動資産				
デリバティブ金融資産	—	8,512	—	8,512
その他の非流動資産				
資本性金融商品	—	—	3,913	3,913
負債性金融商品	—	10,202	2,500	12,703
金融資産合計	769	473,705	6,543	481,017
その他の流動負債				
デリバティブ金融負債	—	23,811	—	23,811
金融負債合計	—	23,811	—	23,811

レベル1の金融資産には、社債が含まれております。レベル2の金融資産には、主に譲渡性預金、金銭信託、コマーシャル・ペーパー、デリバティブが含まれております。

レベル2の公正価値測定は下記のように行っております。

有価証券、負債性金融商品及びデリバティブ金融商品は、観察可能な金利、イールド・カーブ、為替レートなどの市場のデータ、また測定日における類似の金融商品に含まれるボラティリティなどを指標とする評価モデルを使用しています。

当社グループでは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替が生じた場合、各会計期間末にこれを認識しております。なお、レベル1とレベル2の間において振替はありません。

レベル3には主に出資金、非上場株式が含まれております。観察不能なインプットを含む、評価技法を用いて公正価値を測定しています。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	その他の包括利益を 通じて公正価値で測 定する金融資産	純損益を通じて公 正価値で測定する 金融資産	合計
期首残高	1,384	2,045	3,429
利得または損失	△441	238	△202
購入	3,129	70	3,199
売却	△20	—	△20
振替	—	—	—
為替換算差額	△9	147	138
期末残高	4,043	2,500	6,543

【収益認識に関する注記】

収益の分解

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の源泉から 生じる収益	合計
製商品売上高	1,029,009	△31,109	997,901
日本	461,125	—	461,125
海外	567,884	△31,109	536,776
その他の売上収益	174,045	△1,335	172,710
ロイヤルティ及び プロフィットシェア収入	148,774	△1,335	147,439
その他の営業収入	25,271	—	25,271

その他の源泉から生じる収益は、相手先が顧客とはみなされない場合の協同パートナーとの利益分配契約からの収入及びヘッジ利得または損失から生じております。

契約残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	315,253
受取手形及び売掛金	258,381
その他の債権（流動資産）	56,314
その他の債権（非流動資産）	558
契約資産	2,954

契約資産は、主に製剤化ライセンス付与に関連する変動対価であり、通常、顧客が対価を支払うかまたは支払期限が到来する前に、当社グループが商品またはサービスを顧客へと移転する場合（対価に対する権利が無条件である債権を除く）に増加し、当社グループが顧客へと請求することにより減少します。

過去の期間に充足された（または部分的に充足された）履行義務に関して当連結会計年度に認識した収益の金額は161,218百万円です。

これは、主に受取ロイヤリティやマイルストーン収入で構成されています。

残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想期間が1年を超える残存履行義務に配分した取引価格の2024年12月31日現在の総額に重要性はありません。なお、当社グループでは、当初の予想期間が1年以内である残存履行義務に関しては開示しない実務上の便法を採用しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり当社の株主帰属持分	1,155円56銭
2. 基本的1株当たり当期利益	235円39銭

株主資本等変動計算書 [日本基準]

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	73, 202	93, 050	3, 287	96, 337	6, 480	1	149, 220	1, 195, 896	1, 351, 597
当 期 変 動 額									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△0		0	—
剰 余 金 の 配 当								△133, 277	△133, 277
当 期 純 利 益								386, 543	386, 543
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			624	624					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	624	624	—	△0	—	253, 266	253, 266
当 期 末 残 高	73, 202	93, 050	3, 911	96, 961	6, 480	1	149, 220	1, 449, 161	1, 604, 863

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△26,369	1,494,766	△1,035	△15,504	△16,539	125	1,478,353
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△133,277					△133,277
当期純利益		386,543					386,543
自己株式の取得	△10	△10					△10
自己株式の処分	188	812					812
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			285	12,906	13,191	△62	13,129
当期変動額合計	178	254,068	285	12,906	13,191	△62	267,197
当期末残高	△26,192	1,748,834	△750	△2,598	△3,348	63	1,745,549

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に関する事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市 場 価 格 の な い 株 式 等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………・建物及び構築物：定額法

・その他：定率法

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員賞与の支給に備えて、当事業年度の負担する支給見込額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度の負担する支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理の方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引及び外貨建債権債務

ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、為替変動に伴うキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジを目的として行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

製商品売上高：製商品の販売は「製商品売上高」として計上しております。

製商品売上高は、製商品の支配が顧客に移転することによって顧客との契約における約束（履行義務）が充足されたときに認識しております。約束された製商品の支配とは、当該製商品の使用を指図し、当該製商品からの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を指しております。支配は、引き渡しと顧客検収条項に従い、一般的に出荷もしくは引き渡し、顧客の製商品の受領時に移転します。当社は、製商品が顧客に引き渡された時点から概ね4ヶ月以内に顧客から支払いを受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。製商品売上高（取引価格）は製商品と交換に当社が受け取ると見込んでいる対価の金額であり、消費税など第三者のために回収する金額を除いております。当社は約束した製商品が顧客に移転する前に対価を受領、もしくは受領が確定している場合は繰延収益（契約負債）を認識しております。

その他の売上収益：その他の売上収益にはロイヤルティ収入、ライセンス導出契約からの収入、協同パートナーとの利益分配契約からの収入等が含まれます。

知的財産のライセンスと交換に約束した売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤルティに係る収入は、その後の売上または使用に基づき認識しております。

ライセンス導出契約からの収入は通常、製品や技術に関する知的財産をライセンスとして第三者に供与し、契約一時金、マイルストーン及びその他類似した支払いの受領から発生します。ライセンス導出契約には、導出以降の義務が一切ない場合、または研究、後期開発、規制当局承認、共同販促、製造への関与を含んでいる場合があります。導出されるライセンスは、通常は知的財産を使用する権利であり、一般的に固有のものであります。そのため、ライセンス導出契約に複数の履行義務が含まれている場合、残余アプローチによりそれぞれの履行義務に対する取引価格を配分しております。契約一時金及びその他のライセンス収入は、残余アプローチを使用し収入の一部を他の履行義務に繰り延べない限り、通常はライセンスの供与をもって認識しております。導出以降の履行義務に対応する繰延収益に関しては、それぞれの履行義務を充足した時に、負債の認識の中止及び収益の認識をしております。マイルストーン収入はマイルストーン条件を達成する可能性が非常に高く、収益の戻入のリスクが非常に低くなった時点で認識しております。当社は、当該履行義務が充足された時点から概ね4ヶ月以内に顧客から支払いを受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

協同パートナーとの利益分配契約からの収入は、協同パートナーが売上と売上原価を計上する際に認識しております。当社は、当該履行義務が充足された時点から概ね4ヶ月以内に顧客から支払いを受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 記載金額

計算書類において、百万円単位未満を四捨五入して記載しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

貸借対照表の一覧性及び明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、前事業年度において独立掲記していた投資その他の資産の「敷金及び保証金」、流動負債の「未払消費税等」及び「事業再編引当金」は、当事業年度よりそれぞれ投資その他の資産及び流動負債の「その他」に含めて表示しています。また、前事業年度において独立掲記していた流動負債の「設備関係未払金」は、当事業年度より「未払金」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、投資その他の資産に表示していた「敷金及び保証金」3,541百万円、流動負債に表示していた「未払消費税等」15,328百万円及び「事業再編引当金」853百万円は、それぞれ投資その他の資産及び流動負債の「その他」として組替えています。また、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「設備関係未払金」7,596百万円は、流動負債の「未払金」として組替えています。

(損益計算書)

損益計算書の一覧性及び明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、前事業年度において独立掲記していた特別利益の「投資有価証券売却益」及び「子会社清算益」、特別損失の「投資有価証券評価損」、「環境対策引当金繰入額」、「転籍一時金」、「事業所再編費用」及び「早期退職費用」は、当事業年度よりそれぞれ特別利益及び特別損失の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別利益に表示していた「投資有価証券売却益」101百万円及び「子会社清算益」34百万円、特別損失に表示していた「投資有価証券評価損」340百万円、「環境対策引当金繰入額」17百万円、「転籍一時金」63百万円、「事業所再編費用」2,152百万円及び「早期退職費用」10,335百万円は、それぞれ特別利益及び特別損失の「その他」として組替えています。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額：繰延税金資産 88,458百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の【会計上の見積りに関する注記】に記載しているため、記載を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	118,346百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	27,303百万円
長期金銭債権	500百万円
短期金銭債務	11,953百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 売上高の内訳	
製商品売上高	993,498百万円
その他の売上収益	172,779百万円
2. 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	22,639百万円
関係会社からの仕入高	165,907百万円
関係会社に対する原材料有償支給高	42,475百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	12,054百万円
3. 営業外収益の内訳	
「営業外収益」の「その他」のうち、主なものは不動産賃貸料3,510百万円及び製造販売権等の譲渡収益2,289百万円です。	

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	33,531,864株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は税務上の前払費用額及び税務上の貯蔵品額であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	中外製薬工業 株式会社	所有 直接 100.0	医薬品の製造委託 役員の兼任 無	医薬品の 製造委託	92,330	買掛金	3,354
				医薬品 原材料の 有償支給	42,475	未収入金	10,750
				資金の貸付 資金の回収 利息の受取	73,100 51,200 1,502	短期貸付金	150,500

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 営業取引については、市場価格を勘案して協議のうえ、決定しております。
- (2) 資金取引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	エフ・ホフマン・ ラ・ロシュ・ リミテッド	—	原材料の仕入等 役員の兼任 有	医薬品 原材料の 仕入	164,608	買掛金	7,327
				医薬品の 売上	652,725	売掛金	195,319

(注) 営業取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	奥田 修	被所有 直接 0.01	当社代表取締役	ストック・ オプション の権利行使	11	—	—

- (注) 1. 2016年4月22日開催の当社取締役会の決議により発行した新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払い込み金額を乗じた金額を記載しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「5. 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」及び「【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,060円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 234円92銭 |